

# 個人根保証について

---

- 保証人が個人である根保証は、極度額を定めなければ、効力を生じないこととされた。
- これにより、建設工事の請負契約においても保証人が個人の場合は、主債務の範囲に含まれる債務の種別を問わず、書面又は電磁的な記録で、極度額を定める必要がある。

## ○民法

(保証人の責任等)

第四百四十六条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(個人根保証契約の保証人の責任等)

第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、個人根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。

# 現行約款での規定①

○民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）、建設工事標準下請契約約款については、契約書の署名欄に保証人を立てる場合に保証人が記名、押印する欄が設けられている。

（民間工事標準請負契約約款（甲）の例）

この契約の証として本書二通を作り、発注者及び受注者並びに保証人が記名押印して発注者及び受注者が各一通を保有する。

平成 年 月 日

住所 発注者		印
住所 同保証人 (保証人を立てる場合に記載する)		印
住所 受注者		印
住所 同保証人 (保証人を立てる場合に記載する)		印

## ○民間工事標準請負契約約款（甲） （保証人）

第八条 保証人は、保証人を立てた発注者又は受注者（以下この項において「主たる債務者」という。）に債務不履行があったときは、この契約から生ずる金銭債務について、主たる債務者と連帯して保証の責めを負う。

- 2 保証人がその義務を果たせないことが明らかになったときは、発注者又は受注者は、相手方に対してその変更を求めることができる。
- 3 この契約に前払金の定めをする場合においては、発注者は、受注者が債務の不履行によって生ずる損害金の支払いを保証する保証人を立てることを求めることができる。
- 4 前金払をする前に、受注者が前項の保証人を立てないときは、発注者はその支払いを拒むことができる。  
注 保証人を立てない場合は、削除する。

## ○建設工事標準下請契約約款 （契約保証人）

第四条 金銭保証人は、当該金銭保証人を立てた元請負人又は下請負人の債務の不履行により生ずる損害金の支払を行う。  
注 金銭保証人を立てる場合に使用する。

## 論点

- そもそも、この保証人に係る規定はどの程度使われているのか。
- 限度額の示されない個人根保証は無効であるとされたことを踏まえ約款の文言で修正すべきところはあるか。

(使用されていない場合)

- 保証人に関する欄を削除し、注釈として保証人を立てる場合は限度額が示されていない場合には無効となる旨を確認的に書いておくことでよいか。

(使用されている場合)

- 限度額を記載する欄を設けることでよいか。
- あわせて、限度額が示されていない場合には無効となる旨を確認的に書いておくべきでないか。

(全般)

- その他約款に記載すべきことはあるか。